

PCBの適正な処理促進に関する説明会の開催について

平成27年12月
経済産業省、環境省

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特措法) に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することとされています。

特に高濃度 PCB 廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の全国5箇所の処理施設において、地元関係者の皆様の御理解と御協力の下、PCB 廃棄物の処理が行われており、その処理期限は、北九州事業エリアのトランス・コンデンサが最も早く平成30年度末に到来します。このため、現在、環境省の「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、計画的処理完了期限内での処理を確実に完了するため、高濃度 PCB 使用製品の使用の確実な廃止と高濃度 PCB 廃棄物の処理促進のための追加的方策の検討が進められているところです。

また、低濃度 PCB 廃棄物については、無害化処理施設認定事業者等での処理が可能であり、処理事業者の増加による処理体制の充実や処理方法の多様化・処理料金の低減に向けた取組みを進めるとともに、平成27年3月には、使用中の微量 PCB 含有機器についての新たな処理方法として「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」を公開しています。

このような PCB の適正な処理促進に向けた国の施策に関する最新の情報を広く紹介するための説明会を、下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時・場所：

- (高松会場) 平成28年2月 5日 (金) 13:30～16:00
高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 (アイホール)
(香川県高松市サンポート3番33号)
- (福岡会場) 平成28年2月17日 (水) 13:30～16:00
ハイアット リージェンシー 福岡 リージェンシー I
(福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1)
- (大阪会場) 平成28年2月19日 (金) 14:00～16:30
大阪合同庁舎第1号館 第1別館 2階 大会議室
(大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号)
- (名古屋会場) 平成28年2月23日 (火) 14:00～16:30
愛知県産業労働センター ウィンクあいち 1103会議室

(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

(東京会場) 平成28年2月24日(水) 13:30~16:00

UDXギャラリーネクスト 4階NEXT2

(東京都千代田区外神田4-14-1)

(広島会場) 平成28年3月4日(金) 13:30~16:00

広島合同庁舎 共用第11会議室

(広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館2階)

2. 参加費: 無 料

3. 主 催: 経済産業省、環境省

4. 協力機関: JESCO、全国中小企業団体中央会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本照明工業会

5. 対象者: 製造業、卸売業、小売業、サービス業 等

6. 議 題:

(1) 「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」及び「PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ」における検討内容と今後の取組みの方向性について

(安定器等) (40分) 環境省 産業廃棄物課

(2) 使用中の高濃度 PCB 含有電気工作物の早期処理に係る方向性について

(トランス・コンデンサ等) (30分) 経済産業省 電力安全課 (予定)

(3) 高濃度 PCB 廃棄物の処理方法及び支援策について

(30分) JESCO

(4) 使用中の微量 PCB 含有電気機器を無害化する課電自然循環洗浄実施手順書について

(20分) 経済産業省 環境指導室

7. 申込先: 別紙のとおり

※内容に関するお問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

TEL: 03-3501-4665

(参考)

<PCB含有の電気機器を保有している可能性のある事業者>

【高濃度 PCB】

○トランス・コンデンサ等

- ・電力業の他、工場、ビル、学校等の高圧受電設備等を保有されている、多くの業種。
- ・昭和28年(1953年)頃から昭和47年(1972年)までに国内で製造されたものを保有する事業者。

○安定器

- ・オフィス、工場等で蛍光灯を使用されている、ほぼ全ての業種。(家庭用蛍光灯安定器にはPCBは含まれておりません)
- ・昭和32年(1956年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された照明器具を保有する事業者。
- ・昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物を保有する事業者。

【低濃度 PCB】

○トランス

- ・日本電機工業会の加盟メーカーで平成5年(1993年)以前に製造されたもの。又は、平成6年(1994年)以降に製造したもので絶縁油に係るメンテナンス等が行われたものを保有する事業者。
- ・富士電機、高岳製作所(現 東光高岳)の一部で平成6年(1994年)までに出荷したものを保有する事業者。

○コンデンサ

- ・平成2年(1990年)以前に製造されたものを保有する事業者。

(注1) 輸入機器は、上記製造年以降でもPCBが使用されている可能性があるのでご注意ください。

(注2) 詳細は、以下をご参照ください。

- ・トランス・コンデンサ等は(一社)日本電機工業会ホームページ
(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>)
- ・安定器は(一社)日本照明工業会ホームページ
(http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html)